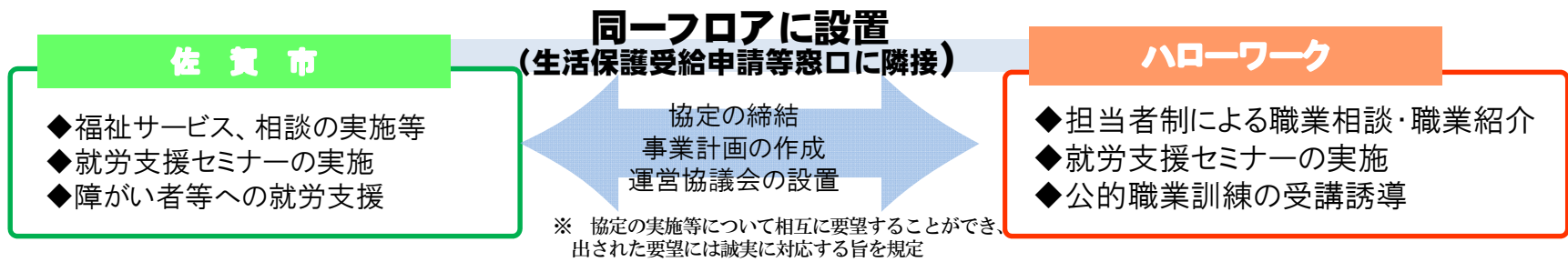


佐賀市の一体的実施（えびすワークさがし）

平成24年8月1日事業開始

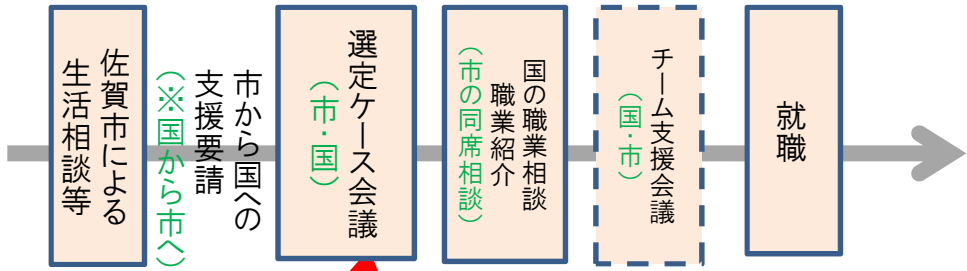
「えびす」の意味
 佐賀市内には恵比寿さんの像がたくさんあることにちなみ、窓口利用者の皆様に「いつも笑顔で福が来るように就職支援を行っています」という思いを込めています。

ハローワークと市との距離が離れていたことなどから、**市の生活保護申請窓口の隣にハローワーク窓口を設置**するとともに、協力・連携した就労支援体制を構築することで、生活困窮者及び障がい者等に対する市と国のワンストップ支援を実施。



事業内容

- ◆佐賀市就労支援室を中心として関係課とハローワークナビゲーター等と**就労支援チーム**を結成し、生活保護受給者・児童扶養手当受給者等、障害者等に対し一体的支援を実施。
- ◆**就労支援セミナー**の実施（就労意欲喚起や就労準備支援。月2回）



成果の向上のための取組み

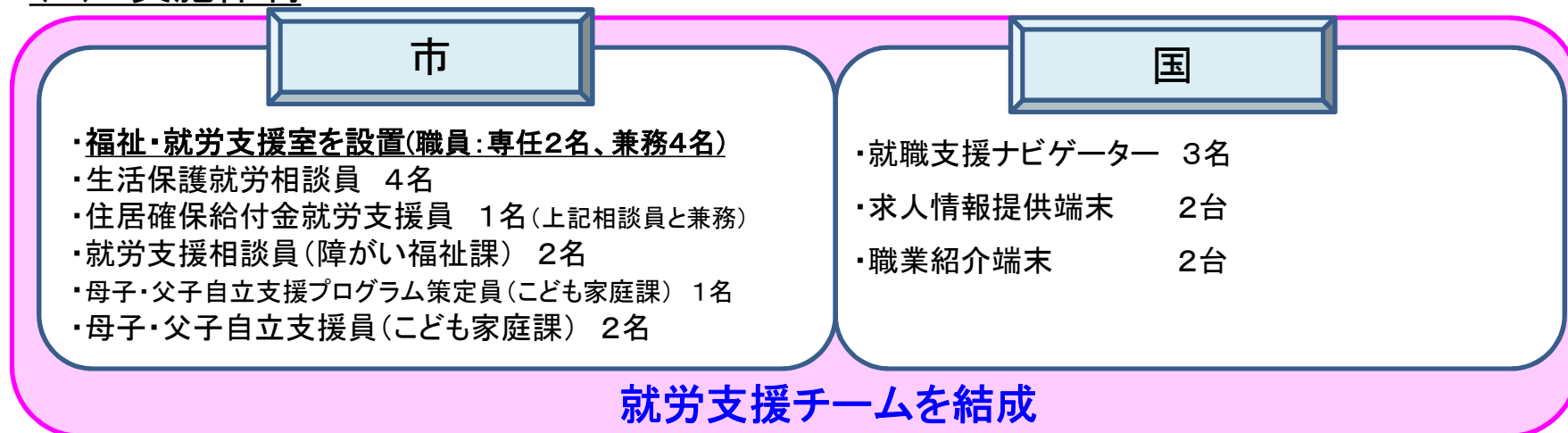
- ◆市において**専任の就労支援の室長**を配置し連携をスムーズに。
- ◆市とハローワークで**定期的な**就労支援チーム会議を開催（目標に対する進捗状況の確認、協力体制に係る意見交換等）
- ◆緊急性の要する支援対象者には**個別のチーム支援会議**の実施。
- ◆支援対象者の**情報の共有**（生活保護等に至った理由、生活環境等の情報、職業相談内容等）
- ◆8月に設置される児童扶養手当申請者に対する**現況届提出窓口と連携**し、当該事業の案内及び参加勧奨を実施。

ひとり親家庭の支援

障がい者支援



(1) 実施体制



(2) 事業目標と取組状況

29年度事業目標		取組状況(平成29年7月末時点)
生活保護受給者等への支援	◇就職:272人以上 (紹介就職:210人以上)	◇就職:89人(紹介就職:75人) (※参考 一般求職者就職:32人)
障がい者への支援	◇障がい者の各種相談:120人以上 ◇紹介就職:12人以上 ◇求人開拓:10社以上	◇各種相談:65人 ◇紹介就職:6人 ◇求人開拓:4社
特定求職者雇用開発助成金の活用による就職	◇助成金活用による就職:29人	◇助成金活用による就職:7人
ハローワークが行う面接会、職場見学、就労支援セミナー等への勧奨		○就職支援セミナー参加者:0人 ○公共訓練受講者:10人 ○求職者支援訓練受講者:2人 ○「えびすワークさがし就職支援セミナー」参加者:11人

佐賀市長 秀島 敏行

自治体:佐賀県佐賀市(人口:約23万5千人)



市長のコメント

佐賀市は、平成24年8月1日にハローワーク佐賀と連携し、市役所内に福祉・就労支援コーナー「えびすワークさがし」をオープンしました。

「えびすワークさがし」では、主に生活保護受給者や児童扶養手当受給者など福祉サービス対象者の求職活動の支援を行っており、市のケースワーカーや相談支援員、ハローワーク佐賀の就職支援ナビゲーターが一体となって、きめ細かな職業相談・紹介ができることが特徴です。

平成28年度は、この支援をとおして、350の方が就職をされ、就職の喜びを実感していただいています。

さて、「生活困窮者自立支援法」が施行され、経済的・社会的に困窮されている生活困窮者に対して、相談支援や就労支援など、自立に向けた支援が全国で実施されています。佐賀市は、全国に先駆けて、平成25年10月から「佐賀市生活自立支援センター」を開設しましたが、就職を希望されている方については、ハローワーク佐賀と連携して、効果的な就労支援を行っています。

今後、就労支援に関する福祉事務所と公共職業安定所との連携は、益々、重要になってきています。佐賀市は、「えびすワークさがし」を中心にハローワーク佐賀と連携して、市民の皆様の自立支援に取り組んで参ります。

一体的実施事業による就職成功例

男性：55歳後半 希望職種：配送等
直近の状況：期間パート社員（期間満了）

○ 生活保護に至る過程

製造、運送（運転）、選別作業と点々と離転職を繰り返して就業はできるものの長続きできないため自己退職へ。（作業能力的にも問題）
また、生活保護も同様に保護受給、廃止と繰り返し受給者となった。

① 抱える課題

- 退職後に再度保護受給できるものと考えている傾向が強いため、自立意欲向上の助言や指導が重要
- 職業相談時に、基本的な就労姿勢がみられない。また体力的にも課題がみられる。（生活面で携帯電話等の滞納の課題含め）
- 提供する求人（軽作業等）に体調不良（不明）を理由に応じない。

② 支援内容・ポイント・経過

- 就職支援ナビゲーター（以下、ナビ）と市の就労支援員が連携し同席した職業相談を根気強く実施し、本人の就労意欲の向上を図った。（体調管理や生活の悩みを含めた相談を中心）。
- 基本的な社会生活人としてのルールや生活リズムの重要性の理解を主として、生活リズムの徹底と改善を根気強く市の就労支援員と協力して助言しながら進めた。
- 相談日については、あまり間隔を空けないで来所指定を行い、就労の意欲の向上に努めた。
- 希望職種（拘り）に沿った求人を視野に入れつつ、軽作業を含め多種にわたり求人情報提供を行う。

③ 結果 ※チーム支援期間 2ヶ月（通算14ヶ月）

輸送業務。パート社員（正社員以外）で採用

- 1日7時間30分の系列店への部品配送（週休2日制）
- 通勤含め、毎日自転車で本社まで出勤
- 採用後3ヶ月の就労安定状況確認後に保護から自立へ（脱却）

女性：40歳後半 希望職種：一般事務・製造等
直近の状況：清掃作業（自己都合離職）

○ 生活保護に至る過程

離婚後、子供4人を引取り児童扶養手当（支援対象者外）の支給を受けて子供の養育や生活を支えてきたが、生活困窮になり保護の受給申請を行い支援対象者となった。

① 抱える課題

- 美容師の経験はあるが、子供が小さいため残業や休日（土日出勤）の条件があり、また、他の職種に対する就職の経験が少ない。
- 平日勤務等の就労条件は、基本的ビジネスマナーやパソコン入力が、再就職を進めるうえで必要となる。しかし、パソコンが苦手。
- 子供が不登校となり、家庭環境にも課題がでてき、就労支援に対して、市と密接に情報の共有化を図ることが重要となった。

② 支援内容・ポイント・経過

- 就職支援ナビゲーター（以下、ナビ）と市の就労支援員とが連携して、生活環境の把握と就労に対する方向性の協議を行った。
- 意欲はあるが、子供との生活の関わりを重点に置いた就労支援の必要性を共有認識として、市と連携した取組を行い、希望職種に応じた求人情報の提供に努め、職業訓練への誘導を実施。
- 平日勤務の製造の職種を中心に、賃金や条件等を含めて長期的に就業し、自立できるような求人提供を行った。

③ 結果 ※チーム支援期間 8ヶ月

食品会社で製造のパート社員（更新制）で採用

- 本人の希望の職種で内容等も問題なく、製造補助で勤務
- パート社員であるが、8時間労働で就業し収入も安定
- 日祝他の休日であるが、休日は相談可能求人
- 採用後、就労安定状況確認後に保護から自立へ（脱却）